

## 公 告

下記の業務について、公募型プロポーザル方式業務委託を次のとおり行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に準じて公告する。

令和4年7月12日

海津市長 横 川 真 澄



### 1 業務の概要

#### (1) 業務名

（仮称）海津市こども未来館基本計画策定、基本設計及び実施設計委託業務

#### (2) 業務の目的

本業務は、平田総合福社会館「やすらぎ会館」を改修し、子どもたちの成長に必要な「遊び」と「学び」を提供する最適な場として、また、保護者同士が安心して気軽に交流できる場とともに、子育て支援の拠点としての役割を持つ「安心して過ごせる親子の居場所」となる（仮称）海津市こども未来館（以下「こども未来館」という。）を設置するに当たり、こども未来館に備えるべき機能など、設計の前提となる整備方針や諸条件を整理した、基本計画を策定し、これに基づいた施設改修、設備の整備等の各工事の基本設計及び実施設計を一体的に行うものである。

#### (3) 業務内容

本業務の内容は、（仮称）海津市こども未来館基本計画策定、基本設計及び実施設計委託業務仕様書に掲げる業務とする。

#### (4) 業務期間

契約締結の日から令和5年5月31日までとする。

#### (5) 委託料上限額

委託料の上限額は、22,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

## 2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、「（仮称）海津市こども未来館基本計画策定、基本設計及び実施設計委託業務実施要領」に定めた者とする。

## 3 その他

手続き等の詳細については、「（仮称）海津市こども未来館基本計画策定、基本設計及び実施設計委託業務実施要領」及び「（仮称）海津市こども未来館基本計画策定、基本設計及び実施設計委託業務仕様書」のとおりとする。

## 4 連絡先

海津市健康福祉部こども未来課（担当者 栗田、吉安）  
〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須515番地  
TEL：0584-53-1526  
FAX：0584-53-1608  
E-mail：kodomomirai@city.kaizu.lg.jp